



特定非営利活動法人

プライバシー保護教育推進研究所

SNS・個人情報漏えいリスクマネジメント

「個人情報」適正管理の専門コンサルティング

～個人情報保護管理規程査読、研修、内部監査までトータルサポート～

経営層が「事業継続」の要として認識すべき個人情報の取扱い

法人罰**1億円**に代表される、過去最大級の厳正化がされた改正個人情報保護法が2022年4月1日に全面施行されました。経営層が理解しておかなければならないのは、個人情報の漏えいを起こしてしまった際に、**取るべき対策（法的義務）**と自社ビジネスへの**影響度**です。

		懲役刑		罰金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
法第83条 個人情報保護委員会からの 命令違反	行為者 (83条)	6カ月以下	1年以下	30万円以下	100万円以下 !
	法人等 (87条)	—	—	30万円以下	1億円以下
法第84条 個人情報データベース等 不正提供	行為者 (84条)	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下 !
	法人等 (87条)	—	—	50万円以下	1億円以下
法第85条 個人情報保護委員会への 虚偽報告	行為者 (85条)	—	—	30万円以下	50万円以下
	法人等 (87条)	—	—	30万円以下	50万円以下

「個人情報の適正管理」実現を目的とした支援プログラム

1. 従業員向け専門研修

基本教育（40～60分）

対面/動画配信 ¥150,000-
録画サブスクパック ¥200,000-

オーダーメイド教育

対面/動画配信 ¥200,000～
録画サブスクパック ¥300,000～

2. 個別コンサルティング

基本コンサルティング（60分）

対面のみ ¥100,000-

コンサル内容

- ・改正個人情報保護法解説
- ・プライバシーマーク新基準解説
- ・現状PMS文書の査読

3. 内部監査代行

個人情報管理内部監査

内部監査基本 ¥300,000～
※現状ヒヤリングの上、再見積

監査内容

- ・文書監査、オンライン監査
- ・監査報告書作成

代表メッセージ

E Uで制定されたG D P Rに代表されるように、「個人情報」は本人の権利そのものであり事業者への取扱いに関する義務は厳正化の一途をたどっています。今後の事業継続は自社「個人情報」の適正取扱いが大きく影響する事は間違いありません。

長年の経験で培ってきたノウハウで御社の個人情報適正管理をご支援致します。

【外部講師】

福島県警サイバー犯罪対策室 サイバーセキュリティ人材育成外部講師
学校法人滋慶学園 ホワイトハッカー専攻特別外部講師

【資格】

J I P D E C プライバシーマーク審査員補 (PMS-C00837)
I R C A I S O 2 7 0 0 1 / I S M S アソシエイト審査員 (01199129)
I S O 2 0 0 0 0 / I T S M S アソシエイト査員 (01199129)
M E D I S 上級メディカルCPO (AMCPO01001)
J P A C サイバーセキュリティ管理者 (CS-1801-0004)
認定プライバシーコンサルタント (J-0801-2524)



代表理事) 藤田和重

企業情報

社名	特定非営利活動法人 プライバシー保護教育推進研究所 (NPO Privacy Protection Learning Laboratory)		
所在地	東京都品川区 東品川1-5-10	設立	2021年4月2日
法人番号	東京都法人番号 7010705003216	役員	代表理事) 藤田和重 理事) 平藤常夫 理事) 吉田風太

研修お問い合わせ先

特定非営利活動法人
プライバシー保護教育推進研究所
<https://www.ppl-lab.jp/>
✉ fujita@ppl-lab.jp

〒140-0002
東京都品川区東品川1-5-10

〈ご案内担当者〉